

◎教育支援資金における「低所得世帯」とは・・・

本会では、世帯全体の収入合計額が生活保護基準額の 1.7 倍までの範囲内の世帯を「低所得世帯」としてみなし、教育支援資金の貸付対象世帯としています。

例 1：佐賀市在住・40 代夫婦・中学生 1 人の合計 3 人世帯
生活保護基準額 154,000 円 $\times 1.7 = \underline{261,800 \text{ 円}}$

例 2：佐賀市在住・40 代夫婦・高校生 1 人・中学生 1 人の合計 4 人世帯
生活保護基準額 189,000 円 $\times 1.7 = \underline{321,300 \text{ 円}}$

例 3：佐賀市在住・母 30 代（母子世帯）・中学生 1 人の合計 2 人世帯
生活保護基準額 143,000 円 $\times 1.7 = \underline{243,000 \text{ 円}}$

※上記の生活保護基準額は目安であり、年齢や世帯人数、居住地などの条件により金額は変動します。ご不明な点があれば本会までお問い合わせください。

社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会 地域福祉部 福祉資金課
〒840-0815 佐賀市天神一丁目 4 番 15 号
電話 0952-23-5886 FAX:0952-25-2980